

決 裁	館 長	副館長	合 議 (担 当)

## 近江学びあいステーション・近江グラウンド利用許可申請書

令和 年 月 日

米原市近江学びあいステーション館長 様

申請者住所： \_\_\_\_\_

団 体 名： \_\_\_\_\_

申請者氏名： \_\_\_\_\_

利用責任者氏名： \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_

次のとおり、近江学びあいステーション（近江グラウンド）を利用したいので、  
米原市学びあいステーション条例及び体育施設条例施行規則の規定により申請します。

利用室名 (施設名)										
利用付帯設備 (品名、数量)										
利 用 日			利 用 時 間						備 考	
月	日	曜	午 前 午 後	∞ 時	∞ 分	～	午 前 午 後	∞ 時	∞ 分	
			午 前 午 後	時	分	～	午 前 午 後	時	分	
			午 前 午 後	時	分	～	午 前 午 後	時	分	
			午 前 午 後	時	分	～	午 前 午 後	時	分	
			午 前 午 後	時	分	～	午 前 午 後	時	分	
利 用 目 的						利 用 内 容 (具体的に記入)				
団 体 区 分		市内・市外	物販や興行等 営利・宣伝を 伴う利用		なし・あり		利用予定人員		名	

使用許可の条件：下記の事項及び米原市学びあいステーション条例、米原市体育施設条例と施行規則を厳守します。

1. 施設または設備を損傷しないこと。
2. 騒音、怒声、臭気、煙等を発する等、他の入館者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
3. 危険または不潔な物品を持ち込まないこと。
4. 所定または許可された場所以外の場所において、飲食または火気を使用しないこと。
5. 許可を受けず、物品販売、宣伝広告、展示、金品の寄付募集等を行い、またはポスター等を貼付しないこと。
6. 施設、設備または備品を許可を受けた目的以外に利用しないこと。
7. 許可を受けた場合のほか、施設または設備に変更を加え、もしくは特別の設備を設けないこと。
8. 許可を他人に転貸し、または転貸しないこと。
9. 施設等の利用の際、利用者の責において第三者に損害または損傷を与えた場合は、利用者が責任をとること。
10. 利用後は、速やかに清掃及び整理整頓を行い、利用時に使用した私物やごみ等は持帰り、原状復帰すること。